平成２５年（フ）第１０７号
東京都福生市大字福生1690番地ウエストビラ101号室
債務者　小川　龍夫
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０８号
東京都福生市大字福生1690番地ウエストビラ101号室
債務者　小川　京子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６０号
静岡県浜松市南区遠州浜４丁目４番304―181号
債務者　奥田　絹子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
栃木県小山市西城南５丁目12番地10　コーポグリーングラスＡ棟102号室、従前の住所栃木県小山市西城南１丁目５番地53
債務者　森　　理香
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２６６２号
東京都豊島区西巣鴨３丁目10―１―101
債務者　大内　佳子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６８６号
東京都葛飾区西亀有３丁目38―14―201
債務者　牧野　綾子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７２１号
東京都東大和市向原４丁目12―17　中山マンションＡ―203
債務者　小林　秋雄
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００号
静岡市清水区三保1938番地の５
債務者　柴　　正夫
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０４０号
大阪市福島区鷺洲６丁目１番１―201号
債務者　八田知賀等
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９号
熊本県人吉市瓦屋町1170番地１
債務者　上山　倫史
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１５号
宮崎県延岡市大貫町６丁目1837番地２
破産者　有限会社内山工房
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第７号
名古屋市西区大野木１丁目７番地　ＳＳＴマンション405号、開始決定時の住民票上の住所岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根1758番地
破産者　中野　久司
1　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
2　一般調査期日　平成25年４月22日午後１時45分
平成25年３月22日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１１４８号
横浜市金沢区並木２丁目７番５―606号
破産者　石橋　秀人
1　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
2　一般調査期日　平成25年５月20日午前11時30分
平成25年３月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３号
愛知県岩倉市神野町郷浦５番地　岩倉アイリス402号
破産者　尾家　朱美
1　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
2　一般調査期日　平成25年６月14日午前10時45分
平成25年３月22日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２４９号
宮崎市大字田吉322番地１
破産者　野中　裕二
1　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
2　一般調査期日　平成25年６月14日午後３時
平成25年３月22日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４５９３号
大阪府吹田市五月が丘南９―８　ベルヴュー五月が丘205号
破産者　吉田　英男
1　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
2　一般調査期日　平成25年５月23日午後３時30分
平成25年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８３号
大阪市城東区中央１丁目１番33―205号
破産者　玉那覇光治
1　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
2　一般調査期日　平成25年５月30日午後３時
平成25年３月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４０号
兵庫県宝塚市米谷１丁目27番５号、住民票上の住所兵庫県宝塚市泉町16番１号
破産者　谷本　壽夫
1　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
2　一般調査期日　平成25年５月23日午前11時15分
平成25年３月21日　神戸地方裁判所伊丹支部